



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 8 日 (金)
第 8 7 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (263) (文化政策課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (264) (福祉保健課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (265) (東部福祉保健事務所) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (266) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (267) (〃) 4
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (268・269) (企業支援課) 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (6) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 6

告 示

鳥取県告示第263号

平成26年鳥取県告示第194号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき平成28年3月31日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																							
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">液晶ディスプレイ</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 410円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>DVDプレーヤー</td> <td>1台1回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">ビデオデッキ（S-VHS）</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 410円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">ブルーレイディスクプレーヤー</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設備名	略			その他	略			液晶ディスプレイ	1台1回につき 410円		略			DVDプレーヤー	1台1回につき 1,030円		ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき 410円		ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき 1,030円		略		<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">テレビ（47型）、ビデオデッキ（S-VHS）</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 1,510円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">テレビ（14型）、ビデオデッキ（S-VHS）</td> <td style="border: 2px solid black;">1台1回につき 440円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>DVDプレーヤー</td> <td>1台1回につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">備考 略</p> <p>2 略</p>	区分		利用料	施設	設備名	略			その他	略			テレビ（47型）、ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき 1,510円		テレビ（14型）、ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき 440円		略			DVDプレーヤー	1台1回につき 1,030円		略	
区分		利用料																																																						
施設	設備名																																																							
略																																																								
その他	略																																																							
	液晶ディスプレイ	1台1回につき 410円																																																						
	略																																																							
	DVDプレーヤー	1台1回につき 1,030円																																																						
	ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき 410円																																																						
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき 1,030円																																																						
	略																																																							
区分		利用料																																																						
施設	設備名																																																							
略																																																								
その他	略																																																							
	テレビ（47型）、ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき 1,510円																																																						
	テレビ（14型）、ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき 440円																																																						
	略																																																							
	DVDプレーヤー	1台1回につき 1,030円																																																						
	略																																																							

附 則

この告示は、平成28年4月8日から施行する。

鳥取県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社フジモトドラッグ	鳥取市古市648	フジモト薬局	鳥取市行徳二丁目522	居宅療養管理指導	平成28年3月1日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3-1	クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	〃	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模多機能型居宅介護施設陽だまりの家かわはら	鳥取市河原町渡一本230-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成28年1月19日
有限会社フジモトドラッグ	鳥取市古市648	フジモト薬局	鳥取市行徳二丁目522	介護予防居宅療養管理指導	平成28年3月1日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3-1	クオール薬局皆生温泉店	米子市皆生温泉一丁目12-22	〃	〃
〃	〃	クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	〃	〃

鳥取県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社健美堂	株式会社健美堂鳥取営業所	鳥取市国府町新通り四丁目408-1	平成28年3月30日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売
株式会社ちけん建設	デイサービスセンター立川友和苑	鳥取市立川町六丁目166-3	平成28年3月31日	通所介護
特定非営利活動法人まんまるこ	デイサービスまんまるこ	鳥取市吉成566-38	〃	〃
株式会社つむぎ	訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成28年4月1日	訪問看護

鳥取県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社悠久	ゆず居宅介護支援事業所	鳥取市湯所町二丁目413	平成28年4月1日

鳥取県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月8日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社健美堂	株式会社健美堂鳥取営業所	鳥取市国府町新通り四丁目408-1	平成28年3月30日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
株式会社ちけん建設	デイサービスセンター立川友和苑	鳥取市立川町六丁目166-3	平成28年3月31日	介護予防通所介護
特定非営利活動法人まんまるこ	デイサービスまんまるこ	鳥取市吉成566-38	〃	〃
株式会社つむぎ	訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成28年4月1日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子西ショッピングセンター 米子市久米町188ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 鳥根県益田市下本郷町206-5
有限会社いしかわ 代表取締役 石川 邦子 米子市茶町7
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
次のとおりとする。
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成26年5月23日ほか
- 5 届出年月日
平成28年3月28日

- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年4月8日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子西ショッピングセンター 米子市久米町188ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 鳥根県益田市下本郷町206-5
有限会社いしかわ 代表取締役 石川 邦子 米子市茶町7
- 3 変更する事項
施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
有限会社土井 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
有限会社白洗社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
変更後 株式会社ジュンテンドー 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
有限会社いしかわ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
有限会社土井 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
有限会社白洗社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午前2時まで
変更後 午前6時30分から午前2時まで
- 4 変更年月日
平成28年3月29日
- 5 届出年月日
平成28年3月28日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成28年4月8日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第6号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成28年4月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

改 正 後	改 正 前																		
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設 すこやか</td> <td>八頭郡八頭町宮谷123</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	施設名	所在地	略		介護老人保健施設 すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	略		<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設 すこやか</td> <td>八頭郡八頭町宮谷123</td> </tr> <tr> <td>岡山大学病院三朝 医療センター</td> <td>東伯郡三朝町大字山田827</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p>	施設名	所在地	略		介護老人保健施設 すこやか	八頭郡八頭町宮谷123	岡山大学病院三朝 医療センター	東伯郡三朝町大字山田827	略	
施設名	所在地																		
略																			
介護老人保健施設 すこやか	八頭郡八頭町宮谷123																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
介護老人保健施設 すこやか	八頭郡八頭町宮谷123																		
岡山大学病院三朝 医療センター	東伯郡三朝町大字山田827																		
略																			

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字ツヘガ途3541から3543まで、3544の1、3544の2、3544の8、3546、3547、3553の3、3553の7、3555、大字西野字越道山1256の2、1256の3、1257、1257の1、1263の10から12まで、1263の17、1263の19、1263の20、1263の23、1263の32、1263の34、1263の40から43まで、1263の50、字海上1264の1、1264の2、字小屋ノ谷1253の2、1253の30

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成28年2月17日付農林水産省告示第450号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 智頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課